今後の社会内処遇の在り方に関する検討会(第1回)議事概要

1 目時

令和3年12月10日(金)13:00から15:30まで

2 開催方法

Microsoft Teams による web 会議

3 出席者(五十音順。敬称略)

(構成員) 稲葉保、嶋田洋徳、田島佳代子、宮永耕、森久智江

(関係者) 和泉光彦、市川岳仁、柳沢真希子

(保護局) 生駒貴弘、熊坂洋三、中臣裕之、平畑昇平、宮田祐良、守谷哲毅

4 議事次第

- ・開会
- 報告等
- (1) 検討会の趣旨目的について
- (2) 法制審議会に対する諮問第103号への答申別添2の説明について
- ・協議

関係者発表

・閉会

5 議事概要

冒頭、宮田保護局長から挨拶が行われ、続いて事務局から、検討会の趣旨目的及び法制審議会に対する諮問第103号への答申別添2について説明が行われた。

その後、協議が実施されたところ、構成員、関係者の主な意見等は以下のとおり

○ 保護観察所の専門的処遇プログラムについて

- ・保護観察所のプログラムは、特別遵守事項に設定されて義務的に受けるものであり、明確な動機付けがない者にもプログラム受講の機会を提供できるというところが刑事司法機関ならではの強みである。
- ・就労、家族関係、交友関係などの犯罪の背景にある様々な問題を複合的に指導していく場合は、保護観察所の指導が役に立つ。
- ・社会における回復過程を見守る存在として、保護司や保護観察官が一定の役割を果たしている。
- ・保護観察終了後も簡易薬物検出検査を望む場合は、受検できる仕組みが必要である。
- ・一部猶予制度の導入により、保護観察対象者の人数は、保護観察所が効果的にプログラム

に取り組める数の限界に達している。

- ・専門的処遇プログラムは心理療法が基礎であり、プログラムの内容よりもむしろそれを運営する指導者の技術の方が重要である。また、プログラムを受けたという事実のみでなく、 どのようにその内容を吸収したかがその後の効果においても重要である。
- ・保護観察官は、再乱用防止、再犯防止という社会的な期待に対して応える役割を持っている。だれがどういう立場に属してどういうスタンスでプログラムに関わるかによって、同じテキストを使っても与える意味が全然違ってくる。

○ 更生保護施設のプログラムについて

- ・保護観察官が入らず、更生保護施設の職員だけでプログラムをやることで、保護観察中という身分であっても、保護観察対象者にフランクなところが出て、色々な意見が出てくる。
- ・入寮中は、保護観察対象者が孤独になることなく、困った事や悩み事を気軽に相談できる 環境がある。
- ・刑務所在所中から保護観察対象者がプログラムを受けることに納得していることで、出所 後、プログラムを継続できる。

○ ダルクの回復支援について

- ・ダルクは民家を借り上げて、生活の拠点としており、その意味は、刑務所や病院などの施設で課される、義務化されたプログラムと異なり、ダルクの回復の取組が本人の主体的なものであることを実感してもらうためである。
- ・ダルクは、犯罪コミュニティ、家族、社会的プレッシャーから離れた安全な居場所を提供 している。
- ・自助グループの大事な点として、自分のモデルとなるような人とつながることがある。

○ 地域における援助につながることについて

- ・薬物を使用した者の多くは刑務所などから出所する時には家族に心配をかけないで仕事をして無事に社会に適応していきたいというイメージが強く、まずは日常生活を安定させることを第一に考え、地域の支援機関につながろうと決意できる者は少ない。
- ・保護観察所のプログラムを回復プログラムであると保護観察対象者がイメージしてしま うと、保護観察終了時に、本人の中で、回復のプログラムが終了し、自助グループにつなが りづらくなる。
- ・プログラムそのものを共通化することは難しいが、テキストのフォーマットが違っている と別のことをやっていると捉えがちになるため、プログラムのエッセンスとなっている事 項を支援者が共有することが大切である。
- ・一部猶予制度により、ダルクの裁判への協力は増えたが、実際に刑務所を経てダルクに来るのはごく一部である。
- ・刑務所出所前から、支援機関が本人と関わることは、出所後に支援機関につながる一つの

方法となる。

- ・保護観察所の引受人会などを通して、家族や保護司が地域支援に関心を持ってくれている と本人がつながってくる。
- ・生活保護を担当するケースワーカーなど、薬物の問題を抱えて地域で生きていこうとする 人たちのサポートに関わる可能性があるものの、刑事司法側の情報に触れてない人たちが 多く、その分野との課題の共有が重要である。
- 保護観察所と地域社会の役割分担について
- ・保護観察対象者のニーズに即した様々な形での支援が地域社会にあり、それを本人が選択できる体制の構築が重要である。
- ・地域支援の裾野を広げるに当たって、難しいケースの場合、側面から支える専門機関、受け皿となる病院などを整えていくことが必要である。
- ・保護観察所の専門的処遇プログラムに地域の支援者の協力を求める場合、支援者が専門的 処遇プログラムを実施していると保護観察対象者に誤解されないようにすべきである。
- ・保護観察所における再犯防止と地域での回復支援は分けて扱っていくのがよい。
- ・保護観察所の簡易薬物検出検査について、地域支援につながるものなのか考える必要がある。
- 関係機関による専門的プログラム等の受講を特別遵守事項で義務付けることについて
- ・制度によってゼロから仕組みを作るわけではなく、各関係機関がどこの役割を担当し、ど こが不足しているのか全体像を描いて、今あるものを少しずつ改善していくということを やっていかないといけない。
- ・支援という概念と処遇という概念があり、その法的地位に応じて処遇としてどこまで行うことが許容されるのかをまず明確にすべきである。支援の必要性が、処遇として義務付けることの必要性と同視されることは、支援に内在する権力性を助長し、本人を支援からかえって遠ざけることにもなりかねない。また、保護観察所が行う処遇の範囲として、支援を行う主体に関わるきっかけを作るということは重要であるが、それは支援そのものを処遇として義務付けることとは異なる。
- ・保護観察所は、再使用や暴力行為を再犯と捉えざるを得ない立場に置かれているが、地域の専門的プログラム等を義務付けて、更生保護施設その他のサービスのプロバイダーを、同じような立場に置いてしまうことがないようにするべきである。保護観察所とは異なる、支援の担い手という立ち位置から関われることを担保できない限りは、それを義務付けるということに関与させるべきではない。
- ・保護観察処遇では、再使用した場合の取扱いなどの限界はあるが、どうすれば地域の資源 につなぐことができるか、生きていく手助けができるかを意識してきたし、今後も考えてい かなければならない。
- ・更生保護施設のプログラムを義務付けるということであれば、対応の負担が増すため、委

託費の充実ということも考える必要がある。

・更生保護施設のプログラムに対して、本人が拒否的になったら、保護観察所のプログラム を義務付けて取り組ませるなど、きっちりと仕分けを考えるべきである。